

議案第20号

青森公立大学学則の一部を改正する規程の制定について

青森公立大学学則の一部を改正する規程を次のように定める。

青森公立大学学則の一部を改正する規程

令和6年3月 日
規程第 号

青森公立大学学則（平成21年規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項「前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。」を「前項の授業科目の履修に必要な事項は、別に定める」に改める。

第13条の2として以下を定める。

「(授業の方法) 第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」

第18条第2項に以下を定める。「2 第13条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち60単位を超えないものとする。」

附 則（令和6年規程第 号）

（施行期日）

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。

青森公立大学学則の一部改正について

1 趣旨

「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン(令和5年3月28日 文部科学省高等教育局 専門教育課、大学教育・入試課)(以下、「ガイドライン」という。)」

1.(3)①において、「遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、大学設置基準第32条第5項等の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち60単位を超えないものとして上限(以下「60単位上限」という。)が設定されている。このことから、当該遠隔授業の実施については、原則として、学校教育法施行規則第4条第1項第6号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となる。(以下略)」と明記されたことから、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場で履修させることができる授業(遠隔授業)を可能とするため、所要の改正を行う。

なお、ガイドライン1.(3)②では、「(前略)面接授業と遠隔授業とを組み合わせる授業科目において、遠隔授業を実施する授業時間が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、60単位上限の算定に含める必要はない。」とされている。

2 改正内容

授業の方法として、メディア授業(遠隔授業)の実施を可能とすることを学則に明記するため、以下の改正を行う。

- ・第13条の2として(授業の方法)を追加する

これまで本学学則には授業の方法について明記されていなかったが、大学設置基準を参考に、第13条の2として(授業の方法)を加える。

- ・第18条(卒業所要単位)にメディア授業(遠隔授業)による修得単位数の上限を加える。

大学設置基準を参考に、第18条第2項として、卒業要件とする単位数のうち、メディア授業によって修得する単位が60単位を超えないものとするを明記する。

【参考】大学設置基準(抄)

(授業の方法)

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、百八十八単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、百八十六単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学

の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することのほか、大学が定めることとする。

4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、百八十二単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

5 前四項又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

3 施行期日

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

青森公立大学学則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(授業科目)</p> <p>第13条 本学の授業科目は、経営学科及び経済学科についてはアカデミック・コモンスピリット、専門科目、教養科目、キャリア教育科目、卒業研究科目及び教職課程科目とし、地域みらい学科についてはアカデミック・コモンスピリット、専門科目、教養科目、キャリア教育科目及び卒業研究科目とし、授業科目名及び単位数は、別に定める。</p> <p>2 前項の授業科目の履修に必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>(授業の方法)</u></p> <p><u>第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</u></p> <p><u>2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</u></p> <p>第14条～第17条 (略)</p> <p>(卒業所要単位)</p> <p>第18条 学生は、別に定めるところにより合計130単位以上を修得しなければならない。</p> <p><u>2 第13条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち60単位を超えないものとする。</u></p> <p>第19条～第46条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (平成23年規程第7号) (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(授業科目)</p> <p>第13条 本学の授業科目は、経営学科及び経済学科についてはアカデミック・コモンスピリット、専門科目、教養科目、キャリア教育科目、卒業研究科目及び教職課程科目とし、地域みらい学科についてはアカデミック・コモンスピリット、専門科目、教養科目、キャリア教育科目及び卒業研究科目とし、授業科目名及び単位数は、別に定める。</p> <p>2 前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。</p> <p>第14条～第17条 (略)</p> <p>(卒業所要単位)</p> <p>第18条 学生は、別に定めるところにより合計130単位以上を修得しなければならない。</p> <p>第19条～第46条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (平成23年規程第7号) (略)</p>

<p>附 則（平成24年規程第2号） （略）</p> <p>附 則（平成27年規程第15号） （略）</p> <p>附 則（平成27年規程第22号） （略）</p> <p>附 則（平成31年規程第1号） （略）</p> <p>附 則（令和2年規程第4号） （略）</p> <p><u>附 則（令和6年規程第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>この学則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則（平成24年規程第2号） （略）</p> <p>附 則（平成27年規程第15号） （略）</p> <p>附 則（平成27年規程第22号） （略）</p> <p>附 則（平成31年規程第1号） （略）</p> <p>附 則（令和2年規程第4号） （略）</p>
---	---